

# 国民年金だよし



◆勤務先を退職される場合は、国民年金への加入手続きが必要になります。

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。次に該当する場合は、加入手続きを行う必要があります。

- ①勤務先を退職された方
- ②勤務先を退職された方に扶養されていた配偶者等(ただし、厚生年金保険などに加入する方に扶養されることとなった場合には、国民年金への加入手続きは必要ありません。)

## ●手続きについて

次の書類を持参の上、役場住民課窓口又は最寄りの年金事務所で手続きをしてください。

### 【手続きに必要な書類】

- ①加入していた厚生年金保険などの資格喪失日を証明できるもの
- ②基礎年金番号通知書や年金手帳など

の基礎年金番号が分かるもの  
※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーから電子申請での手続きもできます。

## ◆国民年金保険料の前納制度

国民年金は、一定期間の保険料をまとめて前払いできる前納制度があります。前納制度を利用すると、下記のとおり割引が適用されます。支払い方法は、「納付書」「口座振替」「クレジットカード」の3種類です。

### ●手続きについて

#### ①納付書での前納

6か月分及び1年分の前納用納付書は、日本年金機構から4月上旬に発送されます。2年分の前納用納付書は、別途申込が必要です。住民課窓口又は最寄りの年金事務所に申出ください。

#### ②口座振替での前納

別途申込が必要です。申込書を住民課窓口又は最寄りの年金事務所、口座振替を希望する金融機関に申出ください。また、マイナンバーから電子申請での手続きもできます。

#### ③クレジットカードでの前納

別途申込が必要です。住民課窓口又は最寄りの年金事務所に申出ください。

## 前納制度を利用した場合の保険料額

納付方法	6か月前納 (令和8年4月分～令和8年9月分)		1年前納 (令和8年4月分～令和9年3月分)		2年前納 (令和8年4月分～令和10年3月分)	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書(前納なし)	107,520円		215,040円		434,520円	
納付書・クレジットカードでの前納	106,650円	870円	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円
口座振替での前納	106,300円	1,220円	210,530円	4,510円	417,150円	17,370円

※令和8年度保険料：17,920円、令和9年度保険料：18,290円

※任意の月分から当年度末・翌年度末分を前納することもできます。最寄りの年金事務所へ申出ください。

## ◆年金事務所への年金相談や手続きの際は、事前予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や各種手続きについては、年金相談や各種手続きについては、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

①予約は、相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

②予約の際は、基礎年金番号が分かるもの(基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書など)を用意し、旭川年金事務所又は全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」にお申込みください。

## ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
☎26-9026  
日本年金機構旭川年金事務所  
☎0166-25-5606

